

報告第 5 1 号

平成 1 5 年 1 1 月 6 日承認

財産管理部会契約分科会の事務事業調整方針について

財産管理部会契約分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 6 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第51号

協 議 会 報 告 項 目

財 産 管 理 部 会

契約分科会 5-1

津 地 区 合 併 協 議 会

# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
5 - 1 - 1	建設工事等に係る業者登録、審査、名簿作成等	8/7			8/20	
5 - 1 - 2	建設工事等の入札参加資格、業者選定等	8/7			8/20	協議会協議項目
5 - 1 - 3	建設工事等入札参加資格審査委員会	8/7			8/20	
5 - 1 - 4	建設工事等に係る業者の指名、入札等の事務	8/7			8/20	
5 - 1 - 5	建設工事等の契約、変更契約、工事完成に伴う事務	8/7			8/20	
5 - 1 - 6	建設工事等に係る発注見込み、入札、契約情報の公表事務	8/7			8/20	
5 - 1 - 7	工事契約管理システムの運用(業者管理、契約管理、技術者管理等)	8/7			8/20	
5 - 1 - 8	建設工事等請負業者に係る指名停止等の事務	8/7			8/20	
5 - 1 - 9	公正入札調査委員会(入札談合情報に係る事務を含む。)	8/7			8/20	
5 - 1 - 10	契約事務検討会議(入札契約制度改革に係る事務を含む。)	8/7			8/20	
5 - 1 - 11	物品等に係る業者登録、審査、名簿作成等	8/7			8/20	
5 - 1 - 12	物品等に係る入札参加資格、業者選定等	8/7			8/20	協議会協議項目
5 - 1 - 13	物品に係る入札その他の契約事務	8/7			8/20	
5 - 1 - 14	物品等業者に係る指名停止等の事務	8/7			8/20	
5 - 1 - 15	物品出納検査	8/7			8/20	
5 - 1 - 16	請負議案、専決処分報告事務	8/7			8/20	
5 - 1 - 17	契約保証、各種証明等の事務	8/7			8/20	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	財産管理部会
関係項目						分科会	契約分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
1 建設工事等に係る業者登録、審査、名簿作成等	工事又は製造の請負等に係る一般競争入札又は、指名競争入札等を行うに当たり、建設業者等に必要な資格を審査し、競争入札に参加させる建設業者等を公正に選定することに必要な事項を定め、契約の適正な履行を図る。  ※「津市工事請負等の契約及び執行に関する規則」「津市建設工事等競争入札参加資格審査要綱」	同左	同左	同左	同左	同左	
①申請書様式	三重県内13市統一様式	三重県内13市統一様式	三重県様式	三重県内13市統一様式	三重県様式	三重県様式	
②受付期間	3月1日～（20日間程度）	3月1日～（2週間程度）	3月1日～31日	3月1日～31日	1月15日～3月31日	3月1日～31日	
③有効期間	平成14年6月1日～平成16年5月31日（2年間）	平成14年6月1日～平成16年5月31日（2年間）	平成15年5月1日～平成17年4月30日（2年間）	平成14年4月1日～平成16年3月31日（2年間）	平成13年4月1日～平成16年3月31日（3年間）	平成14年4月1日～平成16年3月31日（2年間）	
④受付方法	持参に限る	持参に限る	郵送可	郵送可	郵送可	郵送可	
⑤追加受付（随時登録等）	中間年の3月1日から10日程度随時登録無し	中間年の3月に追加受付市内本店のみ随時受付、翌月から指名対象	中間年の3月に追加受付随時登録無し	随時受付	随時受付	随時受付	
⑥台帳管理及び名簿作成	パソコン処理	台帳管理	業者管理システム（ERaBU）により登録業者管理及び名簿作成	台帳管理	パソコン処理	パソコン処理	

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		1. 津市の例により調整する。(合併と同時)			
構成市町村の現況				調整の具体的内容	
香良洲町	一志町	白山町	美杉村		
同左	同左	同左	同左	<p>入札参加申請に係る申請書様式、受付期間、有効期間、受付方法、追加登録等については津市の例により調整する。 台帳管理及び名簿作成については、事前に津市にデータを集約したうえ、合併時は津市の例により業者管理を行う。</p> <p>なお、新市における業者登録等の一元化に備え、合併前から各市町村において統一した取り扱いを行う。 具体的には、各市町村の次回の申請受付時(平成16年3月)に、三重県内13市統一様式で受付を行い、有効期間を平成18年5月31日までに統一する。 従って、次回の申請受付が平成17年3月である河芸町にあっても、平成16年3月に受付を行うこととする。</p>	
※「建設工事指名競争入札参加者の登録資格の基準に関する規程」	※「一志町会計規則」	※「白山町建設工事等入札参加資格審査要綱」	※「美杉村建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」		
三重県様式	三重県様式	三重県様式	三重県様式		
3月1日～31日	3月1日～31日	3月1日～31日	3月中旬～1週間程度		
平成13年4月1日～平成16年3月31日(3年間)	平成13年4月1日～平成16年3月31日(3年間)	平成13年5月1日～平成16年4月30日(3年間)	平成12年6月1日～平成16年5月31日(4年間)		
持参に限る	郵送可	郵送可	持参に限る		
無し	随時受付	随時受付	随時受付		
台帳管理	台帳管理、一部パソコン処理	業者管理システム(ERaBU)により登録業者管理及び名簿作成	台帳管理		

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	財産管理部会
関係項目						分科会	契約分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
2 建設工事等の入札参加資格、業者選定等 ※協議会協議項目	<p>工事又は製造の請負等に係る一般競争入札又は、指名競争入札等を行うに当たり、建設業者等に必要な資格要件を設定し、競争入札に参加させる建設業者等を公正に選定する。</p> <p>※「津市工事請負等の契約及び執行に関する規則」 「津市建設工事等競争入札参加資格審査要綱」 「津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領」 「津市建設工事等参加意思確認型指名競争入札実施要領」 「津市建設工事等公募型指名競争入札実施要領」 「津市特定建設工事共同企業体等の取扱に関する要領」</p>	<p>同左</p> <p>※「久居市建設工事等入札参加資格審査委員会規程」 「久居市建設工事等入札参加資格審査要綱」 「久居市建設工事等入札参加資格審査要綱 内規」 「久居市建設工事等に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱」</p>	<p>同左</p> <p>※「河芸町建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」 「同指名基準の運用基準」</p>	<p>同左</p> <p>※「芸濃町建設工事等入札指名基準」</p>	<p>同左</p> <p>※「美里村建設工事執行規則」 「美里村建設工事入札参加資格審査要綱」 「美里村公募型指名競争入札実施要綱」</p>	<p>同左</p> <p>※「安濃町建設工事等入札参加資格審査会要綱」</p>	
①入札制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件付一般競争入札制度 (設計金額1億5000万円以上)</li> <li>・参加意思確認型指名競争入札制度 (設計金額1億5000万円未満)</li> <li>・公募型指名競争入札制度 (設計金額1億5000万円未満) …平成15年10月から試行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件付一般競争入札制度 (設計金額1億5000万円以上)</li> <li>・意向確認型指名競争入札制度 (設計金額5000万円以上1億5000万円未満)</li> <li>・指名競争入札制度 (設計金額50万円以上5000万円未満)</li> <li>・随意契約 (設計金額50万円未満)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札制度 (130万円以上)</li> <li>・随意契約 (上記未満)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募型指名競争入札制度 (土木8000万円、建築1億円以上)</li> <li>・指名競争入札制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札制度</li> </ul>	
②入札参加資格の最低要件	<p>税の完納 許可(登録) 技術者の配置 経営事項審査における完成工事高(営業収入金額)</p>	<p>税の完納 許可(登録) 技術者の配置</p>	<p>税の完納 許可(登録) 技術者の配置</p>	<p>税の完納 許可(登録) 技術者の配置</p>	<p>税の完納 許可(登録) 技術者の配置</p>	<p>税の完納 許可(登録) 技術者の配置</p>	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		2.			
構成市町村の現況				調整の具体的内容	
香良洲町	一志町	白山町	美杉村		
同左	同左	同左	同左		
※「香良洲町指名業者選定要綱」             ・指名競争入札制度 (130万円以上)  ・随意契約(上記未満)	※「一志町公募型指名競争入札実施要綱」             ・指名競争入札制度 (130万円以上)  ・公募型指名競争入札制度 (土木・建築2億円以上)	※「白山町建設工事等入札参加資格審査要綱」             ・指名競争入札制度	※「美杉村建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」             ・指名競争入札制度		
税の完納 許可(登録) 技術者の配置	税の完納 許可(登録) 技術者の配置	税の完納 許可(登録) 技術者の配置	税の完納 許可(登録) 技術者の配置		

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	財産管理部会
関係項目						分科会	契約分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
(2)  ③業者選定に関する基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、各業種、上記②の入札参加資格の最低要件を満たす市内本店業者全業者が指名対象となる。</li> <li>・格付基準(土木・建築・舗装・管)については、該当する業者全社を指名する。</li> <li>・指名の優先順位(市内本店→市内支店→県内本店→県内支店→その他)</li> <li>・市内本店業者で対応可能な場合は、全て本店業者を指名する。</li> </ul> ※「津市建設工事等競争入札参加資格審査要綱」に基づき選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内業者を優先し、資格審査要綱で規定されている業者数を選定。(選定業者数に満たない場合は市外業者を加え選定)</li> <li>・工事担当課の原案を元に業種区分の中から選定。</li> </ul> ※「建設工事等入札参加資格審査要綱」に基づき選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録業者から専門性・地域性等を踏まえ5者以上を選定する</li> <li>・基本的に設備工事、専門工種等分離発注なし</li> <li>・土木・舗装のみ格付基準を設定 5000万円以上は準市内(津市本店業者)を含め選定</li> </ul> ※「河芸町建設工事入札指名資格者格付要領」「河芸町建設工事発注標準」に基づき選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・格付基準(土木・建築・舗装)については、該当する業者を全て指名する。</li> </ul> ※「芸濃町建設工事等入札指名基準」に基づき選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木・建築・電気・管・舗装・造園について格付基準を設定している。</li> <li>・村内村外問わず登録業者を格付け、格付け要件を満たした業者の中から建設工事執行規則に定められた選定数の業者を指名する。</li> </ul> ※「美里村建設工事等入札参加資格審査要綱」に基づく選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事担当課が入札参加業者の内申書を作成し、審査会で決定</li> <li>・格付基準(土木・水道・舗装・建築)については、要件に該当する業者を全て指名する</li> <li>・格付けについては、町内本店・支店により行う</li> </ul> ※「安濃町建設工事等入札参加審査要綱」に基づく選定	
④業者評価 (主観点数等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・格付業種 経審の客観点数＋主観点数(前年の工事成績、指名停止期間、施工体制点検結果)</li> <li>・その他業種 経審の客観点数</li> <li>・コンサルタント等 営業収入金額</li> </ul> ※経審…経営事項審査結果	経審の客観点数のみ	経審の客観点数及び1級技術者数	経審の客観点数のみ	経審の客観点数 村内業者は主観点数を採用	経審の客観点数のみ	



## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容				
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>・過去における町との契約の履行が誠実であり工事施工能力、工事成績等を考慮し、工事担当課からの内申により3者以上を選定</p> <p>※「香良洲町指名業者選定要綱」に基づく選定</p> <p>経審の客観点数のみ</p>	<p>・登録業者の中から発注金額、指名回数、地域性等を考慮して各事業担当課が選定、審査会に内申する。</p> <p>—</p> <p>経審の客観点数のみ</p>	<p>・登録業者の中から専門性、地域性等を踏まえ規定されている業者数を選定する。</p> <p>・土木のみ町内本店業者の格付基準を設定</p> <p>・5000万円以上の下水道工事はJV発注</p> <p>※「白山町建設工事等入札参加資格審査要綱」に基づく選定</p> <p>経審の客観点数 土木一式のみ工事成績評点からなる主観点数を加味</p>	<p>・登録業者の中から専門性、施工状況、技術者数、地域性等を踏まえ、規定されている業者数を選定する</p> <p>・土木のみ格付けを実施(三重県の格付け結果を準用)</p> <p>※「美杉村建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」に基づき選定</p> <p>経審の客観点数 土木一式のみ三重県の格付け結果による</p>	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	財産管理部会
関係項目						分科会	契約分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
3 建設工事等入札参加資格審査委員会	<p>工事又は製造の請負等に係る一般競争入札又は、指名競争入札等を行うに当たり、参加する建設業者等に必要資格及び当該業者選定を審査すること等により、契約の適正な履行を図る。</p> <p>津市建設工事等入札参加資格審査委員会</p> <p>※「津市建設工事等入札参加資格審査委員会規程」</p>	<p>同左</p> <p>久居市建設工事等入札参加資格審査委員会</p> <p>※「久居市建設工事等入札参加資格審査委員会規程」</p>	<p>同左</p> <p>河芸町指名審査会</p> <p>—</p>	<p>同左</p> <p>芸濃町建設工事等入札参加資格審査委員会</p> <p>※「芸濃町建設工事等入札参加資格審査委員会規程」</p>	<p>同左</p> <p>・美里村建設工事等入札参加資格審査委員会</p> <p>※「美里村指名審査会内規」</p>	<p>同左</p> <p>安濃町指名審査会</p> <p>※「安濃町指名審査委員会内規」</p>	
①構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1委員会 9名 委員長：助役 副委員長：収入役 委員：部長級</li> <li>・第2委員会 18名 委員長：助役 副委員長：収入役 委員：部課長級</li> <li>・技術審査部会 7名 委員：担当副主幹・主幹級</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10名 委員長：助役 副委員長：収入役 委員：部課長級</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9名 委員長：助役 副委員長：収入役 委員：部課長級</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11名 委員長：助役 副委員長：収入役 委員：課長級</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6名 委員長：助役 副委員長：収入役 委員：総務課長及び事業関係課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8名 委員長：助役 副委員長：教育長 委員：課長級</li> </ul>	
②審査会審査案件	<p>全工事(工事請負費)、設計等工事に付随する業務委託、50万円以上の修繕(修繕費)</p> <p>年間審査件数 約400件</p>	<p>工事、コンサル、物件、業務等50万円以上の案件(修繕を含む)</p> <p>年間審査件数 約170件(工事・コンサル分)</p>	<p>設計金額1000万円以上の工事等</p> <p>年間審査件数 約30件</p>	<p>工事、工事に付随する設計等業務委託、50万円以上の修繕</p> <p>年間審査件数 約30件</p>	<p>130万円以上の工事、工事に付随する設計等業務委託、50万円以上の修繕</p> <p>年間審査件数 約30件</p>	<p>50万円以上全ての案件</p> <p>年間審査件数 約30件</p>	

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		3. 津市の例により調整する。(合併と同時)		
構成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>同左</p> <p>香良洲町指名審査会</p> <p>※「香良洲町指名業者選定要綱」</p> <p>・ 6名 委員長 : 助役 委員 : 収入役、課長級</p> <p>設計金額130万円以上の工事及び工事に付随する設計等業務委託(随意契約は除く)</p> <p>年間審査件数 約30件</p>	<p>同左</p> <p>一志町指名審査会</p> <p>※「一志町指名審査会規程」</p> <p>・ 9名 委員長 : 助役 副委員長 : 総務課長 委員 : 課長級</p> <p>設計金額130万円以上の工事、工事に付随する設計等業務委託</p> <p>年間審査件数 約100件</p>	<p>同左</p> <p>白山町指名審査会</p> <p>※「白山町指名審査会内規」</p> <p>・ 7名 委員長 : 助役 副委員長 : 収入役、総務課長 委員 : 課長級</p> <p>設計金額50万円以上の工事、工事に付随する設計等業務委託</p> <p>年間審査件数 約120件</p>	<p>同左</p> <p>美杉村指名審査会</p> <p>※「美杉村建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」</p> <p>・ 5名 委員長 : 助役 副委員長 : 総務課長 委員 : 課長級</p> <p>30万円以上の工事、工事に付随する設計等業務委託</p> <p>年間審査件数 約120件</p>	<p>委員会の構成、審査事項等は津市の例により調整する。 ただし、各委員会の構成員については、人事面の調整を踏まえ、必要な委員による構成とする。</p> <p>また、審査会審査案件については、件数の増大により審査会の運営をスムーズに行う必要があることから、審査会の審査対象を次の条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計金額130万円以上の工事(工事請負費)</li> <li>・ 工事に付随する設計等業務委託</li> <li>・ 設計金額100万円以上の修繕(修繕費)</li> </ul> <p>なお、技術審査部会の審査対象案件についても、一定規模以上に限定し、工事担当課における設計図書等の審査体制の確立を図る。</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	財産管理部会
関係項目						分科会	契約分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
(3)  ③審査事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1委員会</li> <li>①入札参加資格審査</li> <li>②入札参加業者の等級別格付</li> <li>③発注額の基準設定</li> <li>④条件付一般競争入札に参加する建設業者の適格審査</li> <li>⑤JV工事の指定</li> <li>⑥JV工事に指定された工事等の条件付一般競争入札の資格要件の設定</li> <li>⑦指名停止等に係る期間等の審議</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2委員会</li> <li>①設計金額1億5,000万円未満の工事等の業者選定</li> <li>②条件付一般競争入札の資格要件の設定</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術審査部会</li> <li>①審査会審査案件に係る設計書等技术的な審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①入札参加業者の等級別格付</li> <li>②等級別格付に対応する発注額の基準設定</li> <li>③指名停止に係る期間等の決定</li> <li>④50万円以上の指名競争入札参加業者の選定</li> <li>⑤条件付一般競争入札、意向確認型指名競争入札、指名競争入札参加業者の資格要件の審査</li> <li>⑥共同企業体工事の指定、資格要件の審査(代表者、構成員の基準等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①入札参加資格審査</li> <li>②指名業者の選定</li> <li>③設計等工事内容の審議</li> <li>④指名停止等に係る期間等の審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①入札参加資格審査</li> <li>②指名業者の選定</li> <li>③JV工事の選定、及び資格審査等</li> <li>④随意契約の相手方の選定</li> <li>⑤指名停止等に係る期間等の審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①入札参加資格審査</li> <li>②入札参加業者の等級別格付</li> <li>③発注額の基準改定</li> <li>④指名業者の選定</li> <li>⑤公募型指名競争入札に参加する建設業者の適格審査</li> <li>⑥資格要件の設定</li> <li>⑦指名停止等に係る期間等審議</li> <li>⑧JV工事の選定、審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①入札参加資格審査</li> <li>②入札参加業者の等級別格付</li> <li>③発注額の基準設定</li> <li>④指名停止等に係る期間等の審議</li> <li>⑤50万円以上の指名競争入札参加業者の選定</li> </ul>	

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容				
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
①指名業者の選定	①入札参加資格の審査 ②指名業者の選定 ③JV工事の選定及び資格審査 ④随意契約の業者選定 ⑤公募型指名競争入札の格 要件の設定 ⑥指名停止等に係る期間等 の審議	①入札参加資格審査 ②入札参加業者の等級格付け ③JV工事の指定 ④指名停止等に係る期間等 の審議	①入札参加資格審査 ②指名業者の選定 ③JV工事の指定及び資格審査 等 ④指名停止等に係る期間等 の審議	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	財産管理部会
関係項目						分科会	契約分科会
区分	構成 市 町 村 の 現 況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
<p>4 建設工事等に係る業者の指名、入札等の事務</p>	<p>工事又は製造の請負等に係る一般競争入札又は、指名競争入札等を行うに当たり、建設業者等に対し必要な資格要件を設定し、公告、発注を行い、入札執行、契約処理を行う。</p> <p>工事等担当より契約依頼 ↓ 契約担当 …… 入札参加者調書作成 ↓ 技術審査会 ↓ 第1・2委員会開催、審査 ↓ 市長決裁 ↓ 指名情報の公表(インターネット・窓口掲示) ↓ 入札参加申請(意思確認) ↓ 郵便入札 ↓ 入札結果公表(インターネット・窓口掲示)</p> <p>業者選定、審査会、指名通知、入札、契約まで全て契約担当で行う</p>	<p>同左</p> <p>工事担当課から指名依頼(選定案作成) ↓ (以下契約室) 入札参加資格審査委員会開催 ↓ 選定結果調書の作成 ↓ 指名通知送付伺 決裁 ↓ 指名通知送付(決裁後2日以内に通知) ↓ 入札執行</p> <p>指名業者選定原案は工事担当課が作成 ・毎週木曜指名依頼の受付終了 ・選定原案の点検(契約室) ・火曜日審査委員会の開催</p>	<p>同左</p> <p>工事施行決裁(工事担当課) ↓ 総務管理課…業者選定 ↓ 指名審査会 ↓ 町長決裁 ↓ 指名通知 ↓ 入札執行</p> <p>※ただし、1000万円未満は工事担当課で執行</p>	<p>工事又は製造の請負等に係る指名競争入札を行うに当たり、指名審査会のうち建設業者等に対し発注を行い、入札執行、契約処理を行う。</p> <p>工事担当課から指名等の依頼 ↓ 工事担当課で業者指名審査表の作成 ↓ 設計書の内容審査 ↓ 指名審査会 ↓ 町長決裁 ↓ 工事担当課で通知発送 ↓ 総務課で入札執行 ↓ 総務課で入札結果公表 ↓ 工事担当課で契約</p>	<p>津市に同じ</p> <p>工事担当課より契約指名依頼 ↓ 担当課長…入札参加者調書作成 ↓ 指名審査会 ↓ 村長 決裁 ↓ 工事担当課により指名通知 ↓ 企画課で入札執行 ↓ 入札結果公表 ↓ 工事担当課で契約</p> <p>契約依頼から指名通知発送までの期間 7日</p> <p>指名通知、契約等は各工事担当課で行う</p>	<p>同左</p> <p>工事担当課が発注調書内申書作成 ↓ 指名審査会で決定 ↓ 町長決裁 ↓ 指名決定通知(担当課へ) ↓ 工事担当課で入札執行 ↓ 入札結果公表 ↓ 期間20日程度</p>	

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	4. 津市の例により調整する。(合併と同時)			
構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>工事又は製造の請負等に係る指名競争入札等を行うに当たり、建設業者等に対し必要な資格要件を設定し、公告、発注を行い、入札執行、契約処理を行う。</p> <p>工事担当より契約依頼 ↓ 工事担当課より内申 ↓ 総務課・・・参加者調書作成 ↓ 指名審査会 ↓ 町長決裁 ↓ 指名通知 ↓ 入札執行 ↓ 入札結果公表</p>	<p>公募型指名競争入札は津市に同じ 指名競争入札は芸濃町に同じ</p> <p>工事担当課設計書作成 ↓ 工事担当課・・・入札参加者調書作成 ↓ 指名審査会 ↓ 町長決裁 ↓ 指名通知書発送 ↓ 参加・辞退の申請 ↓ 入札執行 ↓ 入札結果の公表</p> <p>※選定、通知、入札、契約まで全て工事担当課で行う</p>	<p>津市に同じ</p> <p>工事施工伺決裁後 工事担当課より入札依頼書 (内容は契約) ↓ 管財係・・・工事発注調書作成 ↓ 指名審査会開催 ↓ 指名業者選定伺 入札通知書 (町長決裁後) ↓ 入札通知書発送(郵送) ↓ 仕様書の配布 ↓ 入札執行</p> <p>指名審査会開催は月1回程度</p>	<p>同左</p> <p>工事施工伺決裁 ↓ 指名審査会(担当課より口頭で内申) ↓ 村長決裁 ↓ 総務課で入札指名通知書発送(郵送) ↓ 総務課で入札執行 ↓ 総務課で入札結果公表(閲覧)</p> <p>指名審査会開催は月2回程度 施行伺いから約20日程度</p>	<p>指名、入札に係る手続きは津市の例により調整する。 ただし、指名通知書の交付方法、発注後の手続き及び入札方法等について事前に周知徹底を行う。</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	財産管理部会
関係項目						分科会	契約分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
5 建設工事等の契約、変更契約、工事完成に伴う事務	建設工事等に係る契約、変更契約、工事完成に伴う事務は、契約財産課で一元化して管理を行っている。	変更契約依頼受理から変更契約締結までは契約室で処理している	建設工事等の契約、変更契約、完成に伴う事務は ・設計金額1000万円以上（総務管理課） ・設計金額1000万円未満（工事担当課）	全て工事担当課で行っている	全て工事担当課で行っている	全て工事担当課で行っている	
①契約事務	審査会案件は、契約担当で全て契約管理  契約時に配置技術者の確認を実施	契約・変更契約の事務は契約室で行う ・変更契約依頼受理 ・変更契約伺い発議 ・決裁後変更契約の締結 ・変更契約完了報告(担当課へ)	審査会案件は総務管理課で契約管理	全て工事担当課で行っている	全て工事担当課で行っている	全て工事担当課で行っている	
②変更契約事務	設計審査担当による変更内容、変更理由等の審査 ↓ 契約課で変更契約管理 ↓ 変更理由、内容の公表	変更契約依頼→決裁→変更契約締結→工事担当課に変更契約締結通知書の送付	工事担当課(1000万円未満) 総務管理課(1000万円以上)	全て工事担当課で行っている	全て工事担当課で行っている	全て工事担当課で行っている	
③完成に伴う事務	工事担当課が検査依頼(担当課) → 検査課が検査実施(検査課) → 工事担当課及び検査課より完成に伴う書類受領(契約課) → 工事成績評点等検査結果の管理(契約課) → 完成による報告書を作成の上予算課へ送付(契約課) → 工事担当課支払	工事担当課が検査依頼(検査室へ) → 検査室が検査の実施 → 工事担当課・検査室が工事評点付与(検査報告等は契約室には来ない) → 工事担当課が支払手続き → 契約保証の返還(担当課)	完成検査 ・設計金額1000万円以上(検査監) ・500から1000万(部長) ・500万円未満(課長) 工事成績評点等検査結果の管理 → 完成報告書の作成 → 支払	工事担当課が検査依頼(担当課) → 総務課(総括課長)が検査実施 → 工事担当課完成書類の作成 → 完成認定(総務課)及び工事完成評点(担当課)の作成 → 工事担当課支払	工事担当課が検査依頼 → 検査課が検査 → 検査調書作成 → 工事担当課で処理 ・完成・工事成績については、企画課で把握	担当課が検査依頼 → 検査課検査 → 検査調書、完成認定書交付 → 担当課で支払	
④支払事務	各工事担当課で支払	各工事担当課で支払	各工事担当課で支払	各工事担当課で支払	各工事担当課で支払	各工事担当課で支払	



## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		5. 津市の例により調整する。(合併と同時)		
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
総務課で行っている	全て工事担当課で行っている。	建設工事等に係る契約、変更契約、完成に伴う事務は、工事担当課で作成された契約書により総務課が起案し、決済後工事担当課へ送付。工事完成は、工事担当課から検査員へ完成検査要求書を提出し検査が行われる。工事台帳により契約・完成状況を把握	総務課及び工事担当課で行っている	契約、変更契約、完成に伴う事務については、津市の例により調整する。 ただし、契約件数の増大に伴い、契約締結後の契約図書等の保管については各工事担当課へ移管する。 また、契約変更時の変更内容及び変更理由等の審査については、一定規模以上に限定する等検討する。
総務課で行っている	全て工事担当課で行っている。	工事担当課から工事施工伺い決済後、建設工事等入札依頼書により指名審査会開催から契約までの事務を総務課が行う	入札執行分については総務課	
工事担当課からの変更契約依頼書により総務課にて契約を行う	全て工事担当課で行っている。	工事担当課からの変更契約依頼書により総務課が変更契約事務を行っている。	工事担当課において変更伺い→決裁→総務課で変更契約締結	
全て工事担当課で行う	全て工事担当課で行っている。	工事担当課が検査要求→検査実施→完成に伴う書類受理(総務課)→工事成績評点等検査結果の管理(総務課)→完成認定書の作成(検査監)→担当課支払	工事担当課が検査依頼→工事担当課長又は検査監(500万円以上)の検査→検査調書作成→完成認定→支払	
各工事担当課で支払	各工事担当課で支払	各工事担当課で支払	各工事担当課で支払	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	財産管理部会
関係項目						分科会	契約分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
6 建設工事等に係る発注見込み、入札、契約情報の公表事務	工事又は製造の請負等に係る一般競争入札又は、指名競争入札等に係る、入札及び契約結果公表事務を行う。  公表の方法…インターネット及び窓口掲示、閲覧  ※「津市建設工事等に係る公表に関する要領」	同左  公表の方法…閲覧方式  ※「久居市建設工事等入札結果等閲覧要領」	設計金額1000万円以上は総務管理課、設計金額1000万円未満は工事担当課で行っている。  公表の方法…閲覧方式  ※「河芸町建設工事公表要領」	発注見通しの公表、入札結果調書の閲覧を行っている  公表の方法…閲覧方式  ※「芸濃町建設工事等入札結果等閲覧要領」	工事又は製造の請負等に係る一般競争入札又は、指名競争入札等に係る、入札及び契約結果公表事務をホームページ、建通新聞へ掲載してもらう。  ※「美里村発注建設工事等公表要綱」	芸濃町に同じ  ※「安濃町建設工事等入札結果等公表要領」	
①発注予定情報	毎年4. 7. 10. 1月に公表(250万円以上の工事) インターネット及び帳簿による閲覧	年2回公表 帳簿による閲覧	毎年4月、10月に公表 帳簿による閲覧	発注見込み 四半期毎に公表 帳簿による閲覧	毎年4. 7. 10. 1月に公表(250万円以上の工事) インターネット	毎年 5、6、7、10、1月に公表 帳簿による閲覧	
②予定価格の公表	事前公表	事後公表 建設工事のみ事前公表(平成15年10月1日以降の指名から)	事前公表	事後公表	事後公表	事後公表	
③指名情報、入札結果、契約情報等の公表	インターネット及び窓口掲示	帳簿による閲覧	帳簿による閲覧	帳簿による閲覧	インターネット及び窓口掲示	帳簿による閲覧	
④各種要領要綱等	窓口掲示及び閲覧	閲覧	閲覧	閲覧	インターネット及び窓口掲示	—	
⑤指名停止情報	閲覧	公表予定	閲覧	—	—	—	

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		6. 津市の例により調整する。(合併と同時)			
構成市町村の現況				調整の具体的内容	
香良洲町	一志町	白山町	美杉村		
同左	同左	建設工事の発注予定情報、入札、契約の内容の公表事務。 (測量、調査、設計及び製造の内、予定価格250万円を超えるものについて入札結果等を公表) 公表の方法…閲覧方式	同左	公表の方法、公表時期、公表内容等については、津市の例により調整する。 ただし、各構成市町村掲示板へ掲示を行うなど、掲示、閲覧場所の追加については検討を行う。	
※「公共工事に係る指名入札業務の公表公開要綱」	—	※「白山町建設工事公表要領」	※「美杉村建設工事公表要綱」		
毎年 4、7、10、1月に公表	毎年5. 7. 10. 1月に公表	毎年4、7、10、1月に公表	毎年4、7、10、1月に公表		
インターネット及び帳簿による閲覧	帳簿による閲覧	帳簿による閲覧	帳簿による閲覧		
事後公表	事後公表	事後公表	事後公表		
帳簿による閲覧	帳簿による閲覧 500万円以上については掲示	帳簿による閲覧	帳簿による閲覧		
閲覧	—	閲覧	—		
閲覧	閲覧	—	—		

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	財産管理部会
関係項目						分科会	契約分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
7 工事契約管理システムの運用(業者管理、契約管理、技術者管理等)	パソコン処理により管理している新たなシステムについては検討を要す	台帳管理、パソコン処理していない	工事又は製造の請負等に係る一般競争入札又は、指名競争入札等を行うに当たり、指名業者管理システムの開発を行う。	—	建設管理システムを平成13年度に整備し、運用を開始している。	パソコン処理	
①業者管理システム	パソコン処理 業者番号、業者名、所在、電話、FAX、従業員数、資本金、希望順位、経審データ、コンサルデータ等	台帳管理、パソコン処理していない	業者管理システム(ERaBU)により登録業者管理及び名簿作成	台帳管理、パソコン処理していない	独自システムにより運用 パソコン処理	パソコン処理	
②契約管理システム	パソコン処理 件名、場所、入札日、契約日、設計金額、契約金額、予定価格、落札業者名、検査結果、担当事業課名等	台帳管理、パソコン処理していない	台帳管理、パソコン処理していない	—	独自システムにより運用 パソコン処理	パソコン処理	
③技術者管理システム	パソコン処理 各業者別の登録技術者名及び資格等(市内本店業者分のみ)	台帳管理、パソコン処理していない	—	—	—	—	
④発注者支援データベースシステム(コリス)	発注者支援データベースシステムを活用(監理技術者の重複確認、施工実績確認等に活用)	—	—	—	—	—	
8 建設工事等請負業者に係る指名停止等の事務	建設工事等について円滑かつ適正な執行の確保を図るため、入札参加資格者名簿に登載された業者に対して、指名停止等措置を行う。  「津市建設工事等請負業者に対する指名停止基準」等に基づく措置	同左  「久居市建設工事等請負業者に対する指名停止基準」等に基づく措置	同左  「河芸町建設工事等指名停止等措置要領」に基づく措置	同左  「芸濃町建設工事等請負業者に対する指名停止基準」等に基づく措置	同左  「美里村建設工事請負業者に対する指名停止基準」に基づく措置	同左  三重県の基準に基づき、指名審査会に対応	

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調整の内容	7. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 8. 津市の例により調整する。(合併と同時に)			
構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
台帳管理、パソコン処理していない  台帳管理、パソコン処理していない  —  —	台帳管理、パソコン処理していない  —  —	指名参加資格審査申請書名簿 一覧作成から指名・完成認定までの事務を独自システム(ERaBU)で行っている サーバ1台・端末5台  業者管理システム(ERaBU)により管理  業者管理システム(ERaBU)により管理  —  —	台帳管理、パソコン処理していない  台帳管理、パソコン処理していない  —  —	合併時には、津市の例によりパソコン処理を行う。 なお、合併後新市において新たなシステムの構築について検討を行う。
同左	同左	同左	同左	工事又は製造の請負に係る指名停止基準(指名停止事由及び期間等)は津市の例により調整する
三重県の指名停止基準に基づき指名審査会に対応	「一志町建設工事請負業者指名停止規則」に基づく措置	「白山町建設工事請負業者に対する指名停止基準」に基づく措置	「美杉村建設工事等指名停止措置要領」に基づく措置	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	財産管理部会
関係項目						分科会	契約分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
9 公正入札調査委員会(入札談合情報に係る事務を含む。)	・津市公正入札調査委員会  工事又は製造の請負、物件の売買その他契約に係る競争入札の適正な執行を行うため、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行う。  <b>【構成】</b> ・委員 10名 委員長 : 助役 副委員長: 収入役 委員    : 部長級  <b>【所掌事務】</b> ①情報の信ぴょう性の審議 ②事情聴取の実施、入札の延期 ③公正取引委員会等への通報 ④情報の提供があった場合の対応についての審議 ⑤その他入札の公正な執行を妨げる恐れがある場合の対応	※久居市建設工事等入札参加資格審査委員会に対応           津市と同様の事務を行う	※河芸町指名審査会に対応	※芸濃町指名審査会に対応	※美里村指名審査会に対応	※安濃町指名審査会に対応	
10 契約事務検討会議(入札契約制度改革に係る事務を含む。)	・津市契約事務検討会議  建設工事等の入札その他契約に係る事務の適正かつ円滑な処理を推進し、契約事務のより一層の透明性及び公平性等の確保を図ることにより、入札の公正自由な競争に資するため、検討を行う。  <b>【構成】</b> ・委員 10名 委員長 : 助役 副委員長: 収入役 委員    : 部長級  <b>【審査事項】</b> ①建設工事等の入札手続の在り方 ②契約事務の処理方法に係る調査研究 ③関係各課の相互間の連絡調整 ④その他契約事務の処理に係る検討	・久居市入札制度検討委員会 ※久居市入札制度検討委員会規程による  同左           <b>【構成】</b> ・9名 委員長 : 総務部長 副委員長: 建設産業部長 委員    : 課長級  <b>【審査事項】</b> ①入札制度の改善について検討を行う	※河芸町指名審査会に対応	※芸濃町指名審査会に対応	※美里村指名審査会に対応	※安濃町指名審査会に対応	

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	9. 津市の例により調整する。(合併と同時) 10. 津市の例により調整する。(合併と同時)			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
※香良洲町指名審査会に対応	※一志町指名審査会に対応	※白山町指名審査会、総務課で対応	※美杉村指名審査会、総務課で対応	委員会の所掌事務は津市の例により調整する。 ただし、委員会の構成員については、人事面の調整を踏まえ、必要な委員による構成とする。
※香良洲町指名審査会に対応	※一志町指名審査会に対応	※白山町指名審査会、総務課で対応	※美杉村指名審査会、総務課で対応	委員会の審査事項は津市の例により調整する。 ただし、委員会の構成員については、人事面の調整を踏まえ、必要な委員による構成とする。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目							専門部会	財産管理部会
関係項目							分科会	契約分科会
区分	構成市町村の現況							
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町		
11 物品等に係る業者登録、審査、名簿作成等	申請書等の受付は、隔年ごとに受付期間を定め告示をし、市政だより等(インターネット、FM三重放送)で広く周知をし、行っている。	申請書等の受付は、隔年ごとに受付期間を定め告示をし、広報紙等で広く周知をし、行っている。	申請書等の受付は、隔年ごとに受付期間を定め告示をし、広報紙等で広く周知をし、行っている。	申請書等の受付は、隔年ごとに受付期間を定め告示をし、ホームページで周知をし、行っている。	申請の受付は、3年ごとに受付期間を定め告示をし、商工会、インターネット、建通新聞等に掲載して広く周知している。	申請書等の受付は、隔年ごとに受付期間を定め告示をし、広報紙等で広く周知をし、行っている。		
①申請書様式	独自様式	独自様式	県の様式	県の様式	県の様式	県の様式		
②受付期間	2月1日～2週間	3月1日～2週間	3月1日～3月31日	3月1日～3月31日	3月1日～3月20日	3月1日～3月31日		
③有効期間	平成14年5月1日～平成16年4月30日(2年間)	平成14年6月1日～平成16年5月31日(2年間)	平成15年5月1日～平成17年4月30日(2年間)	平成14年4月1日～平成16年3月31日(2年間)	平成13年4月1日～平成16年3月31日(3年間)	平成14年4月1日～平成16年3月31日(2年間)		
④受付方法	持参に限る	持参に限る	郵送可	郵送可	郵送可	郵送可		
⑤随時受付	有 ・受付期間…毎月1日～10日 ・有効期間…受付の翌月1日以降定時受付の有効期間内	有(市内本店のみ) ・受付期間…随時可 ・有効期間…受付の翌月1日から定時受付の有効期間	無	有 ・受付期間…随時可 ・有効期間…受付の翌月から定時受付の有効期間	有 ・受付期間…随時可 ・有効期間…受付の翌月から定時受付の有効期間	有 ・受付期間…随時可 ・有効期間…受付の翌月から定時受付の有効期間		
⑥登録業種区分	・物品売買 71業種 ・業務委託 29業種	・物品売買 83業種 ・業務委託 19業種	・物品売買、業務委託 計84業種	・物品売買 71業種 ・業務委託 29業種	・物品売買 71業種 ・業務委託 29業種	・物品売買 15業種 ・業務委託 13業種		
⑦台帳管理及び名簿作成	パソコン処理及び台帳管理 ・業種別希望順位別名簿 ・取引商品一覧表	台帳(帳簿)管理 ・希望業種別に登録された管理簿	台帳管理 ・業種別名簿	パソコン処理(検索のみ) ・50音名簿	パソコン処理 ・業種別希望別名簿	パソコン処理 ・業種別名簿		



## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		11. 津市の例により調整する。(合併と同時)		
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>申請書等の受付は、3年ごとに受付期間を定め告示をし、広報誌で周知をし、行っている。</p> <p>県の様式</p> <p>3月1日～3月31日</p> <p>平成13年4月1日～平成16年3月31日(3年間)</p> <p>持参に限る</p> <p>無</p> <p>特に区分無し</p> <p>台帳管理 ・50音名簿</p>	<p>申請書等の受付は、3年ごとに受付期間を定め告示をし、町広報等で広く周知をし、行っている。</p> <p>独自様式</p> <p>3月1日～3月31日</p> <p>平成13年4月1日～平成16年3月31日(3年間)</p> <p>郵送可</p> <p>有 ・受付期間・・・随時可 ・有効期間・・・受付の翌月から定時受付の有効期間</p> <p>・物品売買 83業種 ・業務委託 19業種</p> <p>パソコン処理 ・町内、県内、県外別の業者登録</p>	<p>申請書の受付は、3年に1度で、「広報はくさん」にて受付期間を周知している。</p> <p>県の様式</p> <p>3月1日～3月31日</p> <p>平成13年5月1日～平成16年4月30日(3年間)</p> <p>郵送可</p> <p>有 ・受付期間・・・随時可 ・有効期間・・・受付の翌月から定時受付の有効期間</p> <p>特に区分無し</p> <p>独自システム(ERABU)</p>	<p>申請書等の受付は、4年ごとに受付期間を定め告示をし、広報等で周知を行っている。</p> <p>独自様式</p> <p>3月14日～3月22日</p> <p>平成12年6月1日～16年5月31日(4年間)</p> <p>持参に限る</p> <p>有 ・受付期間・・・随時可 ・有効期間・・・受付の翌月から定時受付の有効期間</p> <p>特に区分無し</p> <p>台帳管理 ・50音名簿</p>	<p>入札参加申請に係る申請書様式、受付期間、有効期間、受付方法、随時受付等については津市の例により調整する。 台帳管理及び名簿作成については、登録業種区分の調整を図り、必要な台帳及び名簿を作成する。</p> <p>なお、新市における業者登録等の一元化に備え、合併前から各市町村において統一した取り扱いを行う。 具体的には、各市町村の次回の申請受付時(平成16年3月)に、統一様式で受付を行い、有効期間を平成18年4月30日までに統一する。 従って、次回の申請受付が平成17年3月である河芸町にあっても、平成16年3月に受付を行うこととする。</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目							専門部会	財産管理部会
関係項目							分科会	契約分科会
区分	構成市町村の現況							
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町		
12 物品等に係る入札参加資格、業者選定等 ※協議会協議項目	市が発注する物品の売買や業務委託などの競争入札等に参加を希望する業者に「入札参加資格申請書の提出を求め、入札参加資格者としての資格を審査し、適格者として「入札参加資格者名簿」に掲載する。名簿掲載業者の中から、指名業者を選定する。	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
①入札制度	条件付一般競争入札、指名競争入札、及び随意契約の三方式で契約の相手方を決定している。  ○条件付一般競争入札 予定価格、2000万円以上の動産の買入れ ○指名競争入札 予定価格、80万円を超え、2000万円未満の財産の買入れ ○随意契約 予定価格、80万円以内の財産の買入れ 地方自治法施行令第167条の2各号に掲げる場合見積書の徴取等第6条の8、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。	条件付一般競争入札、意向確認型指名競争入札、指名競争入札、及び随意契約の方式で契約の相手方を決定している。  ○条件付一般競争入札 1億5000万円以上 ○意向確認型指名競争入札 5000万円以上1億5000万円未満 ○指名競争入札 50万円以上5000万円未満 ○随意契約 50万円未満  50万円未満の案件は担当課により事務処理を行う 2社以上から見積書徴収	一般競争入札、指名競争入札、及び随意契約の三方式で契約の相手方を決定している。  ○一般競争入札・指名競争入札 予定価格、80万円以上の動産の買入れ ○随意契約 予定価格、80万円以下の財産の買入れ 河芸町会計規則第88条-2 名以上の者から見積書を徴さなければならない。 同92条-1落札人は契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。	芸濃町財務規則第7章契約第1節契約の方法第1款一般競争入札第2款指名競争入札、随意契約及びせり売り第2節契約の締結第3節契約の履行による  ○随意契約 工事 130万円 財産買入 80万円 物品買入 40万円 財産売却 30万円 物品貸付 30万円 見積りは2名以上 契約は5日以内	指名競争入札、及び随意契約の二方式で契約の相手方を決定している。  ○指名競争入札 予定価格80万円を超える財産の買入れ ○随意契約 予定価格、80万円以内の財産の買入れ 地方自治法施行令第167条の2各号に掲げる場合見積書の徴取等 第6条の8、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。 落札人は、落札通知書による通知の日から、5日以内に契約をするものとする。	美里村に同じ  ○指名競争入札 予定価格、80万円以上の動産の買入れ ○随意契約 予定価格、80万円以内の財産の買入れ 安濃町会計規則。 落札人は契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。		
②入札参加資格要件	税の完納 資格(許可・許認可)…必要とされる場合のみ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	
			(各課で対応)	(各課で対応)	(各課で対応)	(各課で対応)	(各課で対応)	

# 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		12.			
構成市町村の現況				調整の具体的内容	
香良洲町	一志町	白山町	美杉村		
同左	同左	同左	同左		
同左	同左	同左	同左		
落札人は、落札通知書による通知の日から、5日以内に契約をするものとする。 随意契約の範囲・工事又は製造の請負130万円・財産の買入れ80万円・物件の借入れ40万円・財産の売り払い30万円・物件の貸付け30万円  随意契約・・・80万円以内  (各課で対応)	○指名競争入札 予定価格、80万円を超える財産の買入れ ○随意契約 予定価格、80万円以内の財産の買入れ 地方自治法施行令 第167条の2各号に掲げる場合 見積書の徴取等 第79条、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。 落札人は、落札通知書による通知の日から、5日以内に契約をするものとする。  (各課で対応)	○指名競争入札 予定価格、80万円を超える財産の買入れ ○随意契約 予定価格、80万円以内の財産の買入れ 地方自治法施行令 第167条の2各号に掲げる場合 見積書の徴取等 第79条、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。 落札人は、落札通知書による通知の日から、5日以内に契約をするものとする。  (各課で対応)	○指名競争入札 予定価格、80万円を超えた財産の買入れ ○随意契約 予定価格、80万円以内の財産の買入れ 地方自治法施行令 第167条の2各号に掲げる場合 見積書の徴取等 随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。 落札人は、落札通知書による通知の日から、5日以内に契約をするものとする。  (各課で対応)		
税の完納	税の完納	津市に同じ	津市に同じ		

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	財産管理部会
関係項目						分科会	契約分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
(12)  ③業者選定等	<p>本店業者のみの指名では、条件に合う業者が少ない物件もあり、競争性、透明性、公平性に欠けるため、市内本店業者に、支店、営業所等を有する業者を加え指名を行っている。 業者指名 市内・本店、支店、営業所等 第1希望業者</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ・市内業者(本店、支店、営業所等を含む)を指名 ①業種選択 ②第1希望の市内業者全社指名 (市内業者がない場合は市外業者) ※優先順位(第1希望本支店→第1希望市外→第2. 第3希望へ)</p> <p>2. 業務委託 ・市内本支店業者を指名 ①業種選択 ②市内本支店業者全社指名(資格、許認可を必要とするものは要件を満たす者) ※優先順位(市内本支店→市外)</p>	<p>・選定方法 1 市内業者 2 準市内業者 3 近隣業者 4 県内業者 の順に必要な選定業者数を満たしている。  ※久居市建設工事等入札参加資格審査委員会に対応している</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ①購入見込み額により選定業者数を決定。 ②業種(取扱)区分の中から業者を選定(市内→市内営業所→市外(近隣)の順) ③上記により、業者選定原案を担当課が作成</p> <p>2. 業務委託 ①業務見込み額により選定業者数を決定。 ②業種(取扱)区分の中から業者を選定(市内→市内営業所→市外(近隣)の順) ③上記により、業者選定原案を担当課が作成</p>	<p>町内本店業者に、支店、営業所等を有する業者を加え指名を行っている。町内に業者がない場合は近隣の市町村の実績のある業者を指名している。</p> <p>1 町内業者 2 近隣業者 3 県内業者</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ①業種を選択する。 ②町内業者、近隣の市町村業者で実績のある業者を優先して指名する。</p> <p>2. 業務委託 ①業種を選択する。 ②町内業者、近隣の市町村業者で実績のある業者を優先して指名する。</p>	<p>指名審査会において業者を指名。町内業者を優先しているが、物品の条件に合わない場合等は内外の業者を指名することとなる。</p> <p>指名入札 3者以上</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ①仕様を決定し、取り扱っている業者を複数選択する。 ②見積書の提出を求める。 ③最低見積り額提出業者から購入する。</p> <p>2. 業務委託 ・町内業者優先 ・町内業者がない場合は近郊(津市等)の業者を選定</p>	<p>指名審査会で業者を選定し競争性、透明性、公平性を図っている。 美里村財務規則第132条(随意契約の限度額)以上については、指名審査会似て指名する</p> <p>物品の指名は、50万円以上</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ①業種を選択する。 ②第1希望の村内業者で、指名数に達しない時は、村外業者を入れて指名する。 ③村内業者に第1希望が無い場合は、村外業者を指名する。 ④村内業者が少数の為競争性に乏しい場合は、村外業者を含めて指名する。</p> <p>2. 業務委託 村内業者に第1希望がない場合は、村外業者を指名する</p>	<p>入札資格登録者の中から指名する。</p> <p>指名入札 3者以上(会計規則)  指名審査会 50万円以上</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 津市と同様</p> <p>2. 業務委託 町内本店業者を指名 該当がない場合は町外業者を指名</p>	

## 津地区合併協議会 調整内容表

調 整 の 内 容				
構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>入札資格登録者の中から指名する。</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ①業種を選択する。 ②指名審査会にて過去の実績をふまえ業者選定を行う。</p> <p>2. 業務委託 ①業種を選択する。 ②指名審査会にて過去の実績をふまえ業者選定を行う。</p>	<p>町内業者のみでは、条件に合う業者が少ない物件もあり、競争性、透明性、公平性に欠けるため、町内及び近隣市町村に営業所等を有する業者から選定する。</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ①業種を選択する。 ②指名願いの出ている業者で、購入実績のある者について指名審査会で決定。</p> <p>2. 業務委託 ①業種選択 ②町内外を問わず指名審査会で決定(資格、許認可を必要とするものは要件を満たす者)</p>	<p>物品及び業務委託に係る指名・入札(見積)・契約事務は、担当課で事務を行っている。</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ①業種を選択する。 ②町内業者から選定</p> <p>2. 業務委託 町内本支店業者を指名 ①業種選択 ②町内本支店業者指名(実績重視) (町内業者がない場合は町外業者) 優先順位 町内→町外</p>	<p>村内及び近隣市町村に営業所等を有する業者から選定する。</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ①業種を選択する。 ②村内業者を優先するが、競争性の確保や発注品目等により必要に応じ村外業者を指名。</p> <p>2. 業務委託 指名等録業者の中から選定</p>	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	財産管理部会
関係項目						分科会	契約分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
13 物品に係る入札その他の契約事務	<p>○条件付一般競争入札 各事業担当課より購入依頼 ↓ 契約担当…公告案の作成 ↓ 公告(インターネット及び掲示) ↓ 入札参加申請→審査 ↓ 適格通知書交付 ↓ 入札執行(積算内訳書提出) ↓ 仮契約の締結</p> <p>○指名競争入札 各事業担当課より購入依頼 ↓ 契約担当…指名業者選定 ↓ 指名通知書の交付 ↓ 物件の事前認定書の提出(審査) ↓ 認定書の交付 ↓ 入札執行(認定書の添付) ↓ 契約の締結</p> <p>○随意契約・見積合わせ 各事業担当課より購入依頼 ↓ 見積依頼書交付 ↓ 見積書の提出(カクゴコピー等の添付) ↓ 同等品認定のうえ決定</p> <p>※予定価格5万円以上は2人以上の見積書が必要 ※文具、印刷製本中低額(20万円未満)は、窓口には様書を提示し随時見積合わせを実施</p>	<p>○条件付一般競争入札 担当課からの入札契約依頼 ↓ 入札参加資格審査委員会(参加資格審査・公告案の審査) ↓ 公告(掲示・新聞) ↓ 参加申請受付→審査 ↓ 審査結果通知 ↓ 入札執行→落札決定通知 ↓ 仮契約の締結</p> <p>○意向確認型・指名競争入札 担当課からの入札契約依頼 ↓ 入札参加資格審査委員会(参加資格審査・指名通知書) ↓ 指名通知書の交付 ↓ 参加希望受付及び審査(指名競争入札の場合省略) ↓ 入札執行→落札決定通知 ↓ 契約の締結</p> <p>○随意契約・見積合わせ 50万円未満の案件については担当課で事務処理を行う ・2社以上からの見積書徴収 ・契約見込額30万円以上は予定価格が必要</p>	<p>○条件付一般競争入札 なし</p> <p>○指名競争入札 担当課による物品購入決裁 ↓ 担当課による業者選定 ↓ 指名通知書作成 ↓ 入札執行→契約締結</p> <p>○随意契約・見積合わせ 担当課による物品購入決裁 ↓ 担当課による業者選定決裁 ↓ 見積書の提出 ↓ 同等品認定のうえ決定</p> <p>予定価格10万円以上は2人以上の見積書が必要</p>	<p>○条件付一般競争入札 なし</p> <p>○指名競争入札 担当課で業者選定 ↓ 業者決定(指名審査会) ↓ 総務課で入札執行 ↓ 担当課で契約</p> <p>○随意契約・見積合わせ 担当課で業者決定(町長決裁) ↓ 担当課で見積書提出依頼 ↓ 担当課で決定(町長決裁)</p> <p>※見積もり3社以上</p>	<p>○条件付一般競争入札 なし</p> <p>○指名競争入札 担当課より購入依頼 ↓ 入札参加者調書作成 ↓ 指名審査会 ↓ 担当課から指名通知 ↓ 企画課で入札執行 ↓ 入札結果公表 ↓ 担当課で契約</p> <p>○随意契約・見積合わせ 担当課より購入依頼 ↓ 見積もり通知 ↓ 見積書提出 ↓ 担当課で開札→決定</p> <p>予定価格10万円以上は2者以上 の見積書が必要</p>	<p>○条件付一般競争入札 なし</p> <p>○指名競争入札 指名審査会で指名業者の決定以降は全て担当課で執行</p> <p>○随意契約・見積合わせ 指名審査会で指名業者の決定以降は全て担当課で執行</p>	



## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	財産管理部会	
関係項目						分科会	契約分科会	
区分	構成市町村の現況							
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町		
14 物品等業者に係る指名停止等の事務	<p>・指名停止基準表に基づき「指名停止」、「指名保留」の措置をとっている。</p> <p>「津市物件等調達業者に対する指名停止基準」等に基づく措置</p>	同左	同左	同左	同左	同左	三重県の基準に基づき、指名審査会に対応	
15 物品出納検査	<p>物品に係る検査員には、津市物品会計規則に規程する契約事務担当者及びその代行者又はこれらの者が指定する者をもって充てる。(第29条)</p> <p>請負人より、物品の納入に際しての受渡しの場所、日時をあらかじめ通知をうける。</p>	久居市会計規則により、検収する。(105条、110条)	物品に係る検査員は、各課対応で現在課長が行っている。	芸濃町財務規則第271条物品出納の通知  備品に係る検査は、各課で対応(担当課長が行う)	物品に係る検査員には、美里村財務規則第159条、第160条に基づく。	物品に係る検査は、130万円以上の物件は、企画商工課長が検査官となる。  130万円未満の物件は、各担当課長で対応		
16 請負議案、専決処分報告事務	<p>工事又は製造の請負等に係る一般競争入札又は、指名競争入札等に係る、議会への入札及び契約結果報告事務を行う。</p> <p>・議決案件 予定価格1億5000万円以上の工事又は製造の請負。</p> <p>予定価格2000万円以上の不動産及び動産の買入れ又は売払い。</p> <p>・専決処分 工事又は製造の請負契約について議決された契約金額の5%以内の額に係る変更契約締結(3000万円を超える場合を除く)</p> <p>※議会報告(契約財産課) 1000万円以上の工事及び業務委託</p>	<p>同左</p> <p>・議決案件 同左</p> <p>・専決処分 規定無し</p> <p>※議会報告(各課対応) 5000万円以上1億5000万円未満の契約は会派代表者会議へ報告 200万円以上は委員会へ報告</p>	同左	<p>・議決案件 予定価格5000万円以上の工事又は製造の請負。</p> <p>予定価格700万円以上の不動産及び動産の買入れ又は売払い</p> <p>・専決処分 規定無し</p> <p>※議会報告(各課対応) 規定無し</p>	<p>同左</p> <p>・議決案件 河芸町と同じ</p> <p>・専決処分 規定無し</p> <p>※議会報告(各課対応) 規定無し</p>	<p>同左</p> <p>・議決案件 同左</p> <p>・専決処分 工事又は製造の請負契約について議決された契約金額の5%以内の額に係る変更契約締結(500万円を超える場合を除く)</p> <p>※議会報告(各課対応) 規定無し</p>	<p>同左</p> <p>・議決案件 同左</p> <p>・専決処分 規定無し</p> <p>※議会報告 規定無し</p>	



## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	14. 津市の例により調整する。(合併と同時) 15. 津市の例により調整する。(合併と同時) 16. 津市の例により調整する。(合併と同時)			
構成市町村の現況				
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	調整の具体的内容
同左	同左	同左	同左	物件等調達業者に係る指名停止基準(指名停止事由及び期間等)は津市の例により調整する
三重県の指名停止基準に基づき、指名審査会に対応	「一志町建設工事請負業者指名停止規則」に基づく措置	「白山町建設工事請負業者に対する指名停止基準」に基づく措置	「美杉村建設工事等指名停止措置要領」に基づく措置	
物品に係る検査は担当者が行う。	物品に係る検査員には、一志町会計規則に規程する契約事務担当者及びその代行者又はこれらの者が指定する者をもつて充てる。(第106条)	物品に係る検査は、白山町会計規則により町長が職員に命じさせなければならない、と規定されています。	検査監又は所属長が行う。	
同左  ・議決案件 同左  ・専決処分 規定無し  ※議会報告(総務課) 130万円以上は定例会毎に報告している	同左  ・議決案件 同左  ・専決処分 300万円以内の工事請負契約の変更  ※議会報告(総務課) 500万円以上の工事契約について業者名、落札金額を報告(各課対応)	同左  ・議決案件 同左  ・専決処分 同左  ※議会報告(総務課) 議会へ定例会毎に、工事200万円以上・測量設計業務100万円以上についての契約結果を報告。	同左  ・議決案件 同左  ・専決処分 規定無し  ※議会報告(総務課) 1000万円以上の入札結果について、随時議会へ通知	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	財産管理部会
関係項目						分科会	契約分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
17 契約保証、各種証明等の事務	<p>工事又は製造の請負等に係る一般競争入札又は、指名競争入札等に係る、前金保証、契約保証金の取扱事務、履行証明書の発行事務処理を行う。</p> <p>契約保証金の納付・・・500万円以上の工事等について10/100の保証金を納付</p> <p>納付方法・・・金融機関の保証又は保証事業会社の保証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金、銀行振り出しの小切手</li> <li>・質権を設定した定期預金証書等</li> </ul> <p>履行証明書の発行 手数料 1件250円</p>	<p>同左</p> <p>・契約保証 津市と同様</p> <p>・証明 契約履行証明(1通複数証明も1件扱い) 1件200円</p>	<p>同左</p> <p>契約保証金・・・500万円以上の工事等について10/100の保証金を納付</p> <p>納付方法・・・金融機関の保証又は保証事業会社の保証、現金、銀行振り出しの小切手</p> <p>履行証明書の発行 手数料 無料</p>	<p>前金保証、契約保証金の取扱事務、履行証明書の発行事務処理は各課にて対応している</p> <p>保証金－津市と同様</p> <p>履行証明書の発行 手数料 無料</p>	<p>津市に同じ</p> <p>契約保証金の納付・・・300万円以上の工事等について100分の10以上の契約保証金を納付</p> <p>納付方法・・・金融機関の保証又は保証事業会社の保証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払保証をした小切手、手形</li> <li>・定期預金債権</li> <li>・債権</li> </ul> <p>履行証明書の発行 手数料 無料</p>	<p>前金保証、契約保証金の取扱事務、履行証明書の発行事務処理は各課にて対応している</p> <p>保証金－津市と同様</p> <p>履行証明書の発行 手数料 1件300円</p>	

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	17. 津市の例により調整する。(合併と同時)			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>津市に同じ</p> <p>契約保証金の納付・・・500万円以上の工事等について10/100の保証金を納付 納付方法・・・津市と同じ</p> <p>履行証明書の発行 手数料 無料</p>	<p>同左</p> <p>契約保証金の納付・500万円以上の工事について10/100の保証金を納付 納付方法・・・金融機関の保証又は保証事業会社の保証 ・現金、銀行振り出しの小切手 ・質権を設定した定期預金証書等</p> <p>履行証明書の発行 手数料 無料</p>	<p>同左</p> <p>完成保証人制度</p> <p>履行証明書の発行 手数料 1件 300円</p>	<p>工事完成保証人による保証(平成15年度より契約保証金制度に移行予定)</p> <p>契約保証金の納付・500万円以上の工事について10/100の保証金を納付 納付方法・・・金融機関の保証又は保証事業会社の保証 ・現金、銀行振り出しの小切手 ・質権を設定した定期預金証書等</p> <p>履行証明書の発行 手数料 1件300円</p>	<p>履行証明書(1通で複数証明も1件扱い)の手数料については、他の証明手数料に合わせ、1件200円とする。</p>